

令和5年6月1日

令和5年度 理科教育サポーター実施要項

1 目的

本事業は、理科学習を支援する理科教育サポーターを配置し、児童の自然事象を探究する意欲や技能、自然科学や科学技術への関心を高めることを目的とする。

2 内容

- (1) 千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、下記（2）に示す活動を行うことのできる退職教員、大学生等を理科教育サポーターとして委嘱し、小学校に配置する。
- (2) 理科教育サポーターは、以下の活動を通して、児童の自然事象や科学への関心を高める環境整備や教材開発、理科授業における観察・実験活動等、教職員を補助し、理科教育の充実を図る。
 - ア 理科授業や科学研究等を充実させる学習環境づくりの取組
 - イ 教材研究や教材開発の支援
 - ウ 理科授業等に関する児童の観察・実験等の充実を図る支援
 - エ その他、日常の自然事象や科学への関心を高める取組

3 理科教育サポーター管理責任者の選任

- (1) 理科教育サポーターが配置された学校の校長は、原則として教頭を理科教育サポーター管理責任者（以下「管理責任者」という。）として指名する。
- (2) 管理責任者は、次に掲げる活動を行うものとし、特に事故の防止には十分留意しなければならない。
 - ア 理科教育サポーターの勤務等に関する教育委員会との協議・連絡調整
 - イ 理科教育サポーターが配置される学級の担任・学年主任との勤務日時・活動内容等に関する連絡調整
 - ウ 理科教育サポーターの活動状況及びこれに関する教員の意識・要望の把握等、学校における事業の円滑な遂行の統括
 - エ 理科教育サポーターの勤務に係る報告書、アンケート調査等の提出

4 連絡協議会

本事業の推進のため、教育委員会は理科教育サポーター連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）を設置する。

- (1) 連絡協議会は、理科教育サポーターや管理責任者の代表、及び教育委員会事務局（学校教育部教育指導課）教育指導課長、担当指導主事等で構成し、理科教育サポーターの運営について協議する。
- (2) 連絡協議会は必要に応じて、教育委員会が開催する。
- (3) 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局担当が行う。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。